

## モーターボート競走におけるギャンブル等依存症への取組

平成28年12月

国土交通省

○ 国土交通省は、モーターボート競走法に基づき、モーターボート競走を所管。

○ 地方自治体である施行者は、依存症対策として、以下の取組みを実施。

(1) お客様相談窓口等における対応

ギャンブル依存症については、各競走場にお客様相談窓口を設けてご相談に応じるとともに、医療機関を紹介する等、必要な対応を実施。

(2) 広告、宣伝についての制限

広告宣伝については、射幸心を過度にあおらないよう配慮すべきとの各メディア側の基準に則って実施。

(テレビCMにおいては、舟券の購入行為に関する表現、的中して儲かったという表現、電話投票サイトURL等の掲出 等を制限。)

○ 国土交通省としては、関係省庁と連携しながら、積極的に協力。